

建築物等鉄骨組立て等の作業指針
作業主任者技能講習テキスト No.216600

<新旧対照表> 第3改訂4版 令和7年2月14日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

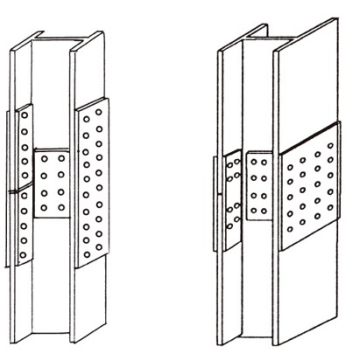
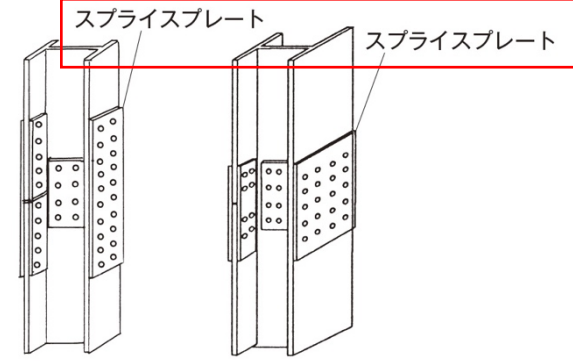
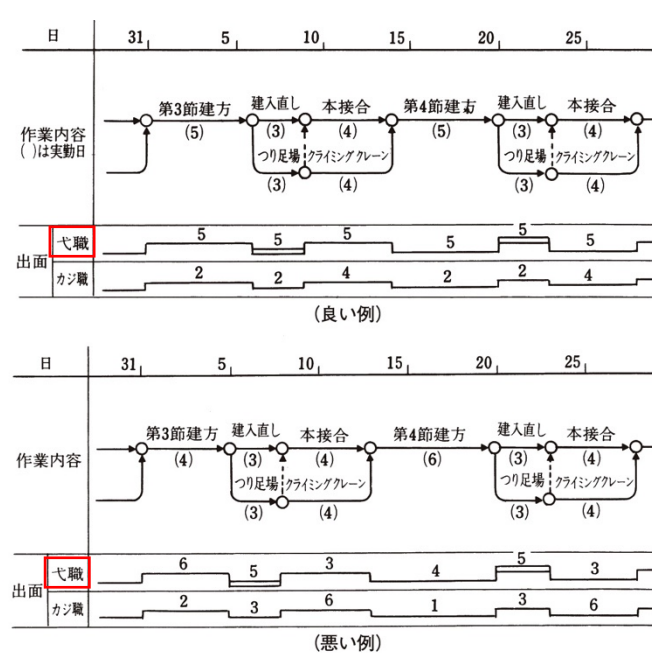
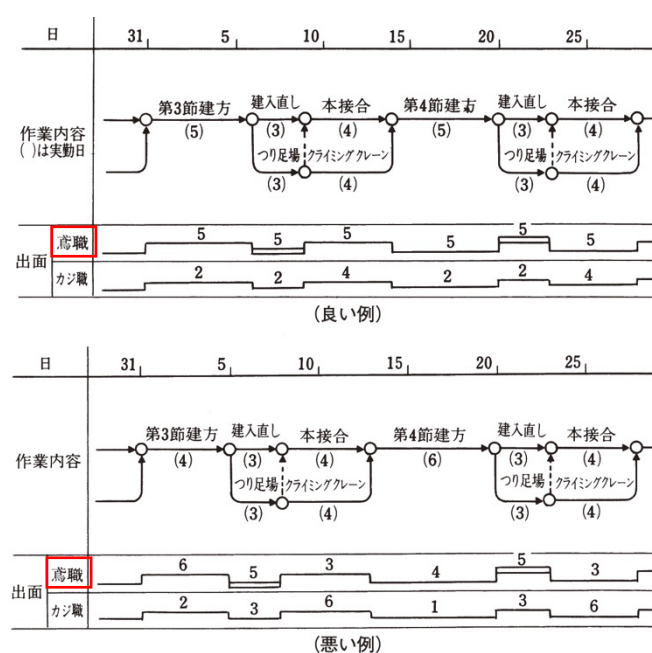
※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)	(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)
[表記・用語の統一]	
建設工事現場、建設現場、工事現場、現場	作業所
作業員、労働者	作業者
および	及び
または	又は

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
2	上から 17行目	② <u>作業現場</u> の障害物の除去、・・・	2	上から 17行目	② <u>作業場所</u> の障害物の除去、・・・
3	上から 11行目	① <u>現場</u> に常駐して作業の状態を監視する。	3	上から 11行目	① <u>作業場所</u> に常駐して作業の状態を監視する。
4	上から 4行目	具体的には、作業主任者は、 <u>現場</u> において・・・	4	上から 4行目	具体的には、作業主任者は、 <u>作業場所</u> において
10	図2-6	(赤枠を修正)	10	図2-6	

図2-6 鉄骨造

図2-6 鉄骨造

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
12	上から 3行目	柱と梁の現場接合の形式は、・・・	12	上から 3行目	柱と梁の接合形式は、・・・
13	図 2-11	(赤枠を追記)	13	図 2-11	
 図 2-11 スプライスプレートタイプの例			 図 2-11 スプライスプレートタイプの例		
30	上から 4行目	・・・安全で、合理的かつ建方工程を定めなければならない。	30	上から 4行目	・・・安全で、合理的な建方工程を定めなければならない。
33	図 2-29	(赤枠を修正)	33	図 2-29	
 図 2-29 出面計画表例			 図 2-29 出面計画表例		

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)																																																																																																		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																																																																																
35	表 2-6	(赤枠を修正)	35	表 2-6																																																																																																	
表 2-6 ビル建築の建方の場合の配置計画例 (タワークレーン1台使用)			表 2-6 ビル建築の建方の場合の配置計画例 (タワークレーン1台使用)																																																																																																		
<table><tr><th>作業項目</th><th>職 種</th><th>所要員数 (名)</th><th>作 業 内 容</th></tr><tr><td>運転・操作</td><td>オペレータ</td><td>(交代含む)</td><td>2 建方機械の操作・作業連絡</td></tr><tr><td rowspan="2">建 方</td><td rowspan="2">とび(葺)工</td><td>下部作業者</td><td>2 荷さばき・台付け取り他</td></tr><tr><td>上部作業者</td><td>4 建方</td></tr><tr><td rowspan="2">合 番</td><td rowspan="2">かじ(鍛冶)工</td><td>作業指揮者</td><td>1 図面照合・作業手順指揮 (ファブの社員)</td></tr><tr><td>下部作業者</td><td>1 員)・プレート取付け・仮ボルトあずけ</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>上部作業者</td><td>1 とび(葺)工との共同作業</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">建入れ直し</td><td rowspan="2">とび(葺)工 大 工</td><td>建入れ修正作業者</td><td>2 建入れ修正</td></tr><tr><td>建入れ計測者</td><td>2 墨出し・建入れ計測</td></tr><tr><td>足場・養生</td><td>とび(葺)工</td><td>足場作業者</td><td>2~3 足場取付け・盛替え・安全養生</td></tr><tr><td rowspan="2">高力ボルト 締 付 け</td><td rowspan="2">かじ(鍛冶)工</td><td>作業指揮者</td><td>1</td></tr><tr><td>ボルト作業者</td><td>10 ボルト入れ・予備締め・本締め</td></tr><tr><td>溶 接</td><td>溶 接 工</td><td>溶接作業者 (溶接量により適宜)</td><td>工事現場溶接</td></tr></table>			作業項目	職 種	所要員数 (名)	作 業 内 容	運転・操作	オペレータ	(交代含む)	2 建方機械の操作・作業連絡	建 方	とび(葺)工	下部作業者	2 荷さばき・台付け取り他	上部作業者	4 建方	合 番	かじ(鍛冶)工	作業指揮者	1 図面照合・作業手順指揮 (ファブの社員)	下部作業者	1 員)・プレート取付け・仮ボルトあずけ			上部作業者	1 とび(葺)工との共同作業					建入れ直し	とび(葺)工 大 工	建入れ修正作業者	2 建入れ修正	建入れ計測者	2 墨出し・建入れ計測	足場・養生	とび(葺)工	足場作業者	2~3 足場取付け・盛替え・安全養生	高力ボルト 締 付 け	かじ(鍛冶)工	作業指揮者	1	ボルト作業者	10 ボルト入れ・予備締め・本締め	溶 接	溶 接 工	溶接作業者 (溶接量により適宜)	工事現場溶接	<table><tr><th>作業項目</th><th>職 種</th><th>所要員数 (名)</th><th>作 業 内 容</th></tr><tr><td>運転・操作</td><td>オペレータ</td><td>(交代含む)</td><td>2 建方機械の操作・作業連絡</td></tr><tr><td rowspan="2">建 方</td><td rowspan="2">とび(葺)工</td><td>下部作業者</td><td>2 荷さばき・台付け取り他</td></tr><tr><td>上部作業者</td><td>4 建方</td></tr><tr><td rowspan="2">合 番</td><td rowspan="2">かじ(鍛冶)工</td><td>作業指揮者</td><td>1 図面照合・作業手順指揮 (ファブの社員)</td></tr><tr><td>下部作業者</td><td>1 員)・プレート取付け・仮ボルトあずけ</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>上部作業者</td><td>1 とび(葺)工との共同作業</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">建入れ直し</td><td rowspan="2">とび(葺)工 大 工</td><td>建入れ修正作業者</td><td>2 建入れ修正</td></tr><tr><td>建入れ計測者</td><td>2 墨出し・建入れ計測</td></tr><tr><td>足場・養生</td><td>とび(葺)工</td><td>足場作業者</td><td>2~3 足場取付け・盛替え・安全養生</td></tr><tr><td rowspan="2">高力ボルト 締 付 け</td><td rowspan="2">かじ(鍛冶)工</td><td>作業指揮者</td><td>1</td></tr><tr><td>ボルト作業者</td><td>10 ボルト入れ・予備締め・本締め</td></tr><tr><td>溶 接</td><td>溶 接 工</td><td>溶接作業者 (溶接量により適宜)</td><td>現場溶接</td></tr></table>			作業項目	職 種	所要員数 (名)	作 業 内 容	運転・操作	オペレータ	(交代含む)	2 建方機械の操作・作業連絡	建 方	とび(葺)工	下部作業者	2 荷さばき・台付け取り他	上部作業者	4 建方	合 番	かじ(鍛冶)工	作業指揮者	1 図面照合・作業手順指揮 (ファブの社員)	下部作業者	1 員)・プレート取付け・仮ボルトあずけ			上部作業者	1 とび(葺)工との共同作業					建入れ直し	とび(葺)工 大 工	建入れ修正作業者	2 建入れ修正	建入れ計測者	2 墨出し・建入れ計測	足場・養生	とび(葺)工	足場作業者	2~3 足場取付け・盛替え・安全養生	高力ボルト 締 付 け	かじ(鍛冶)工	作業指揮者	1	ボルト作業者	10 ボルト入れ・予備締め・本締め	溶 接	溶 接 工	溶接作業者 (溶接量により適宜)	現場溶接
作業項目	職 種	所要員数 (名)	作 業 内 容																																																																																																		
運転・操作	オペレータ	(交代含む)	2 建方機械の操作・作業連絡																																																																																																		
建 方	とび(葺)工	下部作業者	2 荷さばき・台付け取り他																																																																																																		
		上部作業者	4 建方																																																																																																		
合 番	かじ(鍛冶)工	作業指揮者	1 図面照合・作業手順指揮 (ファブの社員)																																																																																																		
		下部作業者	1 員)・プレート取付け・仮ボルトあずけ																																																																																																		
		上部作業者	1 とび(葺)工との共同作業																																																																																																		
建入れ直し	とび(葺)工 大 工	建入れ修正作業者	2 建入れ修正																																																																																																		
		建入れ計測者	2 墨出し・建入れ計測																																																																																																		
足場・養生	とび(葺)工	足場作業者	2~3 足場取付け・盛替え・安全養生																																																																																																		
高力ボルト 締 付 け	かじ(鍛冶)工	作業指揮者	1																																																																																																		
		ボルト作業者	10 ボルト入れ・予備締め・本締め																																																																																																		
溶 接	溶 接 工	溶接作業者 (溶接量により適宜)	工事現場溶接																																																																																																		
作業項目	職 種	所要員数 (名)	作 業 内 容																																																																																																		
運転・操作	オペレータ	(交代含む)	2 建方機械の操作・作業連絡																																																																																																		
建 方	とび(葺)工	下部作業者	2 荷さばき・台付け取り他																																																																																																		
		上部作業者	4 建方																																																																																																		
合 番	かじ(鍛冶)工	作業指揮者	1 図面照合・作業手順指揮 (ファブの社員)																																																																																																		
		下部作業者	1 員)・プレート取付け・仮ボルトあずけ																																																																																																		
		上部作業者	1 とび(葺)工との共同作業																																																																																																		
建入れ直し	とび(葺)工 大 工	建入れ修正作業者	2 建入れ修正																																																																																																		
		建入れ計測者	2 墨出し・建入れ計測																																																																																																		
足場・養生	とび(葺)工	足場作業者	2~3 足場取付け・盛替え・安全養生																																																																																																		
高力ボルト 締 付 け	かじ(鍛冶)工	作業指揮者	1																																																																																																		
		ボルト作業者	10 ボルト入れ・予備締め・本締め																																																																																																		
溶 接	溶 接 工	溶接作業者 (溶接量により適宜)	現場溶接																																																																																																		
44	上から 10行目	④ <u>現場</u> における補強材、補助部材の溶接に伴う熱影響によって・・・	44	上から 10行目	④ 補強材、補助部材の <u>現場</u> 溶接に伴う熱影響によって・・・																																																																																																
52	上から 5行目	鉄骨の製作精度がいかに良くても <u>現場</u> における柱のベースの据付位置が違っては、・・・	52	上から 5行目	鉄骨の製作精度がいかに良くても柱のベースの据付位置が違っては、・・・																																																																																																
52	上から 10行目	・・・鉄骨現寸用、 <u>現場</u> 墨出し用、係員検査用、各々に1本、・・・	52	上から 10行目	・・・鉄骨現寸用、墨出し用、係員検査用、各々に1本、・・・																																																																																																
54	上から 8行目	・・・ボルト径+2mm以下とする。 <u>現場</u> において、・・・	54	上から 8行目	・・・ボルト径+2mm以下とする。 <u>作業場所</u> において、・・・																																																																																																

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)				(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)			
頁	箇所	内 容		頁	箇所	内 容	
60	表 2-9	(赤枠を修正)		60	表 2-9		
表 2-9 鉄骨建方事前打合せチェックリスト				表 2-9 鉄骨建方事前打合せチェックリスト			
作 業 所 名		職 種 名		協 力 会 社 名		出 席 者 名	
作 業 所 長 名		専 工					
打 合 日 時		年 月 日 () : ~ :		鉄 骨 メ ー カ ー			
作 業 所 出 席 者		鉄 骨 鍛 冶 工					
		ク レ ー ン オ ペ レ ー タ ー					
備 考		運 送 会 社					
摘 要		項 目		補 足 項 目 ・ 説 明		チエック 確認決定事項記入欄	
組	1. 計画の概要		建方計画書・計画図の用意は		書・図を見ながら進める		
			工作図・工程表の用意は		図・表を見ながら進める		
			関係会社の作成・提出・確認は		手順書を見ながら進める		
	2. 安全作業手順書・施工要領書		鉄骨工〔 〕有・無		提出日は		
織			専 工〔 〕有・無				
			その他〔 〕有・無				
	3. 関係会社・関係作業員の把握		作業所の組織表は 所長→担当→関係会社		作成日は		
			関係会社の組織表は 専主(専長)→作業員				
事			関係作業員の名簿は 組織表に記載は				
	4. 緊急連絡先		組織表に記載は (夜間の電話)				
	1. 架空線等の確認		〔有・無〕防護済か〔高圧線・低圧線〕				
	2. 近隣協定等の確認		協定書の〔有・無〕 作業不可日は				
前			作業可能時間は 時 分～ 時 分				
			朝礼時間は(関係者は全員出席する)		時 分～ 時 分		
	3. 部材搬入経路の調査		工場から作業所までの経路と時間は(メーカーの運送計画書による)				
	4. 待機場所・交通対策		待機場所の指定は 呼び出し方法は		付近の地図を運転手に持たせる		
調			警察署の許可等は				
			ガードマンの配置と人数は				
	5. 取込み方法		〔場内で・道路から〕				
	6. 搬入台数の検討		搬入台数の計画は(鉄骨、階段、D.PL)				
査			7. 仮設資材の検討		必要資材の明細は(工区、節割ごとに)(単管・チェーン・足場板・ネット等)		
			トラックの種別は(トレーラー・11t)		柱、梁、階段別に重ね積みは、各段ごとに台付ワイヤで締め付ける		
	8. 運送と荷降の検討		荷安図は(メーカーで作成する)				
			荷降責任者は(専工の組織表に記載)		墜落時用保護網を着用させる		

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)				(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)			
頁	箇所	内 容		頁	箇所	内 容	
62	表 2-9	(赤枠を修正)		62	表 2-9		
安全計画	概要	項 目	補 足 項 目 ・ 説 明	チェ ック	確認決定事項記入欄		
	1. 作業安全の指示系統	作業開始前のミーティングの責任者は 作業途中の変更、中止の責任者は (作業中に強風、大雨、トラブル等が発生した時)	担当者と作業主任者の任務			担当者と作業主任者の任務	
	2. 昇降設備の検討	柱のタラップは (位置、形状、ピッチ、耐力) 垂直親綱とロリップの使用は 手すりの設置時期は (即時に取付ける) (無い時の処置) 仮設の階段の計画は					
	鉄骨階段の〔有・無〕						
	3. 安全帯の使用法	親綱取付け用ビースの〔有・無〕は (高さ、位置、使い勝手) (無足場工法の場合は、2段に親綱を) 大スパン梁の上の中間支柱は (約8m以上の時には必要) 方法は 最上梁の上部、ブラケット(2m以上) の先端部の親綱支柱の方法は (フルハーネス型安全帯の使い方は別図か) ノーブラケット柱での作業方法は (フルハーネス型安全帯の使い方は別図か) つり足場の組立、解体時の作業方法は (手すりには中横を入れる) (梁下の中間部には小横ネットを張る)	柱のジョイント部分のビース付き を必ず計画する (陸/要参照) (陸/要参照) 作業手順書を作成 (意工) (陸/要参照) 注・補助親綱の 使用			柱のジョイント部分のビース付き を必ず計画する (陸/要参照) (陸/要参照) 作業手順書を作成 (意工) (陸/要参照) 注・補助親綱の 使用	
	4. 作業通路の検討 (仮設ステージを含む)	計画図は (強度・手すり、幅木等) 最大積載荷重は (荷重表の標示をする) 本締めボルト用のステージは ボルトの荷上げ方法は ベビーウインチの設置は (特別教育の資格要)					
	5. 外部の養生方法の検討 (計画図)	グリーンネットを張る時期は (節制り・工区ごとに計画する)					
	6. 現場溶接の〔有・無〕	〔有の時〕溶接用足場は 防風、火気発生は 溶接機の電源は					
	7. デッキプレートの〔有・無〕	〔有の時〕掲重の時期は (仮ボルトの時点での掲重は、増ボルトを) デッキの敷込み時の安全帯使用法は 危険区域の標示の方法は (バリケード、トラロープ、標識等) 本締め作業直下の立入禁止措置は チップ収集の方法は	作業手順書を作成のこと (鍛冶工)			作業手順書を作成のこと (鍛冶工)	
	8. 立入禁止措置等	危険区域の標示の方法は (バリケード、トラロープ、標識等) 本締め作業直下の立入禁止措置は チップ収集の方法は					

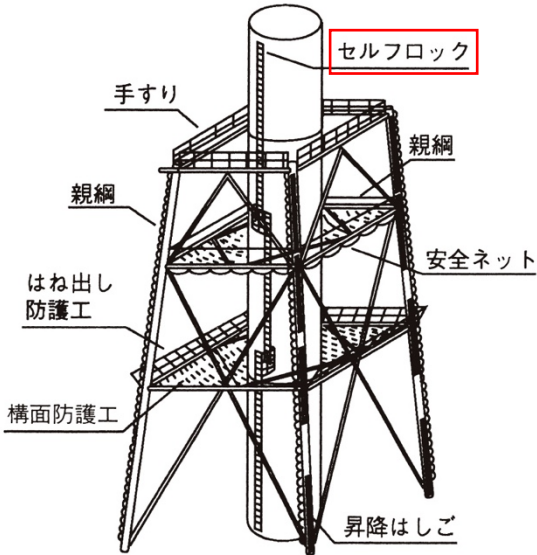
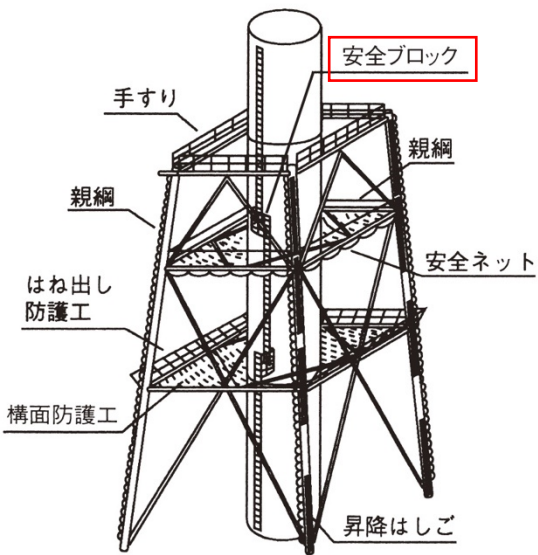
(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
111	表 2-14	(赤枠を修正)	111	表 2-14	
表 2-14 鉄骨造建築物等の解体工事において必要な労働安全衛生法令等の主な資格 (例)			表 2-14 鉄骨造建築物等の解体工事において必要な労働安全衛生法令等の主な資格 (例)		
作業等内容		当該作業に必要な資格	主な関係法令条文	備考	
建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業		建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	法14、令6、則517の4	高さ5m以上であるものに 限る。	
つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業		足場の組立て等作業主任者	法14、令6、則565		
		足場の組立て等特別教育修了	法59、則36		
つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務		移動式クレーン運転士免許	法61、令20、則41、則別表3、ク則68		
つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務		①移動式クレーン運転士免許 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了	①は上欄参照 ② 法61、令20、則41、則別表3、ク則68	①②のいずれかで作業可	
つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務		①移動式クレーン運転士免許 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了 ③移動式クレーン運転の特別教育	①②は上欄参照 ③ 法59、則36	①②③のいずれかで作業可	
機体重量が3トン以上の車両系建設機械 (解体用) の運転業務		①車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習修了 ②建設機械施工技術検定合格	法61、令20、令別表7、則41、則別表3 建設業法施行令27の3	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 一部制限あり	

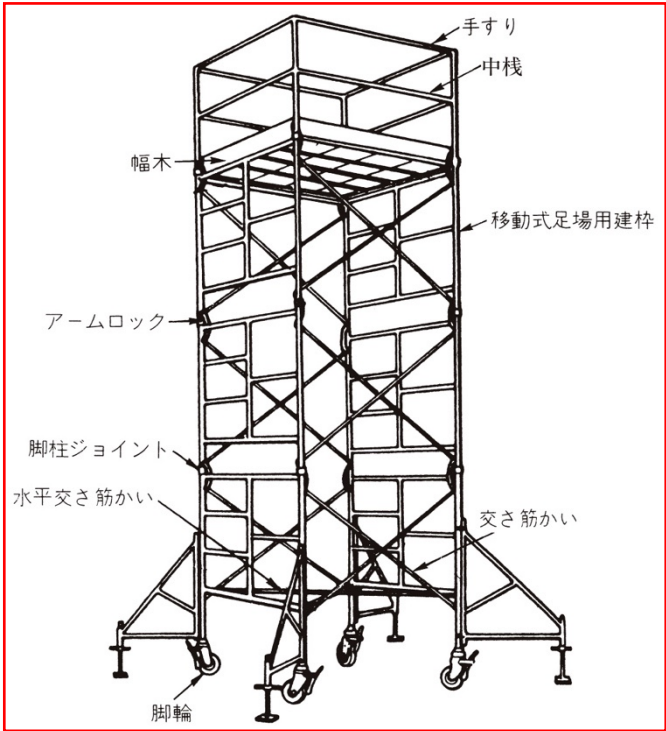
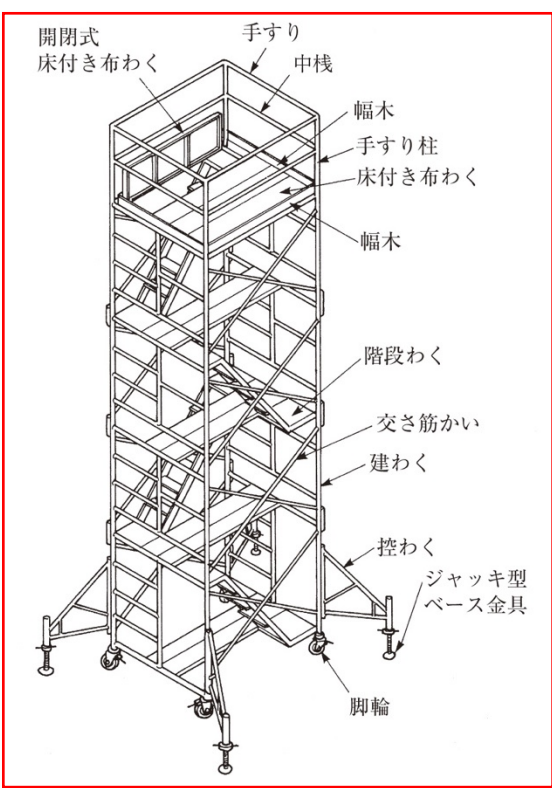
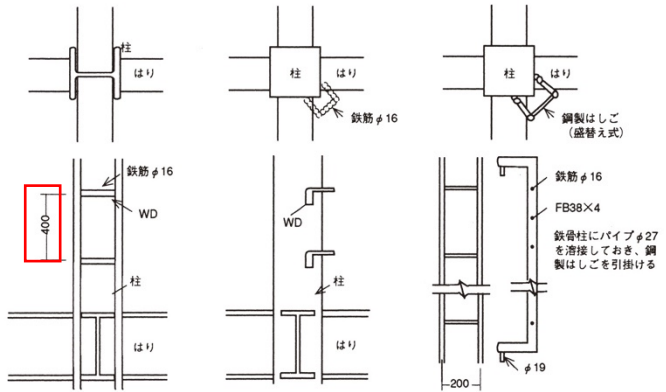
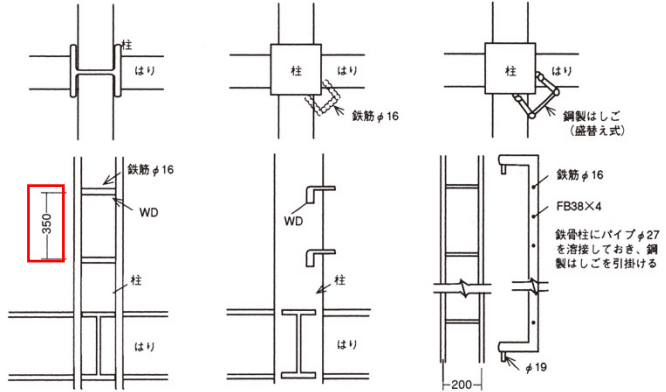
112	表 2-14	(赤枠を修正)		
表 2-14 鉄骨造建築物等の解体工事において必要な労働安全衛生法令等の主な資格 (例)				
作業等内容		当該作業に必要な資格	主な関係法令条文	備考
機体重量が3トン未満の車両系建設機械 (解体用) の運転業務		①車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習修了 ②車両系建設機械 (解体用) 運転特別教育修了	①は上欄参照 ② 法59、則36、令別表7	①②のいずれかで作業可 ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機
作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務		高所作業車運転技能講習修了	法61、令20、則41、則別表3	
作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転の業務		①高所作業車運転技能講習修了 ②高所作業車運転特別教育修了	①は上欄参照 ② 法59、則36	①②のいずれかで作業可
つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの玉掛けの業務		玉掛け技能講習修了	法61、令20、則41、則別表3、ク則221	
つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの玉掛けの業務		①玉掛け技能講習修了 ②玉掛け特別教育修了	①は上欄参照 ② 法59、則36、ク則222	①②のいずれかで作業可
可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務		①ガス溶接技能講習修了 ②ガス溶接作業主任者免許	① 法61、令20、則41、則別表3 ② 法14、令6、則314	通常、解体工事では、アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置を用いた同業務の「ガス溶接作業主任者」を選任することが少なく、①の修了者が同業務を行うことが多い。
解体する建築物の石綿含有の有無の調査		工作物事前調査者 (令和8年1月1日施行)	石綿則3	
石綿等を取り扱う業務		石綿作業主任者	法14、令6、石綿則19	
石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務		石綿使用建築物等解体等業務特別教育修了	法59、則36、石綿則27	
高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難な場所でフルハーネス型安全帯を使用する業務		フルハーネス型安全帯使用作業特別講習修了	法59、則36	

注) 主な関係法令条文欄の「法」は労働安全衛生法、「令」は労働安全衛生法施行令、「則」は労働安全衛生規則、「ク則」はクレーン等安全規則、「石綿則」は石綿障害予防規則の意

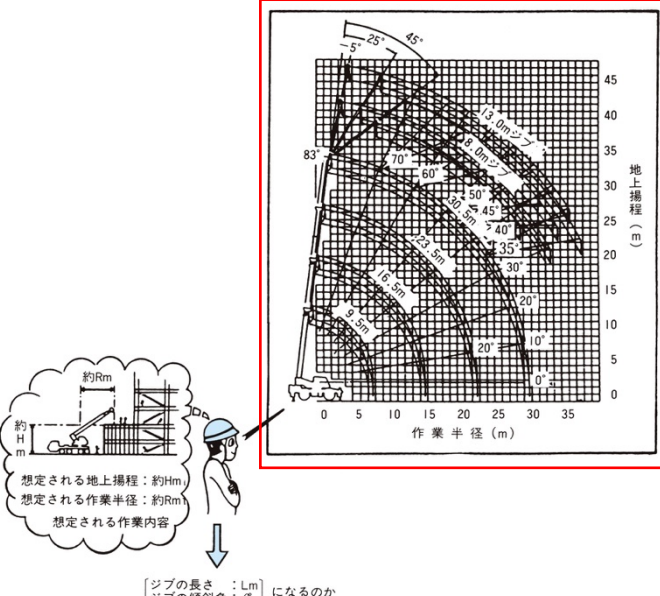
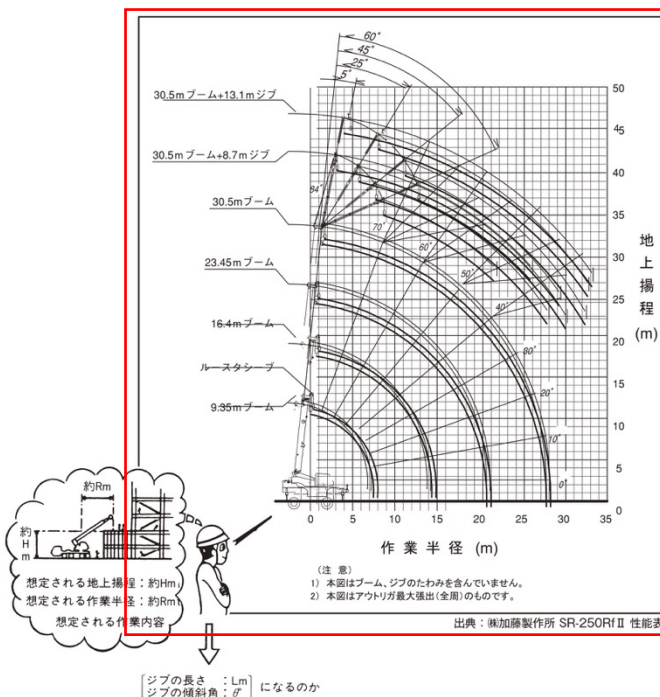
112	表 2-14			
表 2-14 鉄骨造建築物等の解体工事において必要な労働安全衛生法令等の主な資格 (例)				
作業等内容		当該作業に必要な資格	主な関係法令条文	備考
機体重量が3トン未満の車両系建設機械 (解体用) の運転業務		①車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習修了 ②車両系建設機械 (解体用) 運転特別教育修了	①は上欄参照 ② 法59、則36、令別表7	①②のいずれかで作業可 ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機
作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務		高所作業車運転技能講習修了	法61、令20、則41、則別表3	
作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転の業務		①高所作業車運転技能講習修了 ②高所作業車運転特別教育修了	①は上欄参照 ② 法59、則36	①②のいずれかで作業可
つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの玉掛けの業務		玉掛け技能講習修了	法61、令20、則41、則別表3、ク則221	
つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの玉掛けの業務		①玉掛け技能講習修了 ②玉掛け特別教育修了	①は上欄参照 ② 法59、則36、ク則222	①②のいずれかで作業可
可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務		①ガス溶接技能講習修了 ②ガス溶接作業主任者免許	① 法61、令20、則41、則別表3 ② 法14、令6、則314	通常、解体工事では、アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置を用いた同業務の「ガス溶接作業主任者」を選任することが少なく、①の修了者が同業務を行うことが多い。
解体する建築物の石綿含有の有無の調査		①建築物石綿含有建材調査者 ②工作物事前調査者 (令和8年1月1日施行)	石綿則3、4の2	
石綿等を取り扱う業務		石綿作業主任者	法14、令6、石綿則19	
石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務		石綿使用建築物等解体等業務特別教育修了	法59、則36、石綿則27	
高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難な場所でフルハーネス型安全帯を使用する業務		フルハーネス型安全帯使用作業特別講習修了	法59、則36	

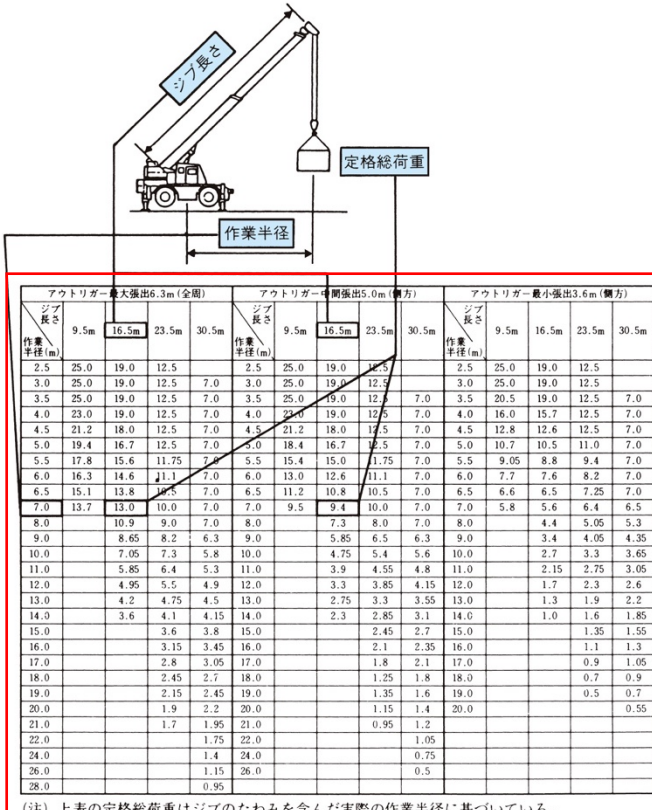
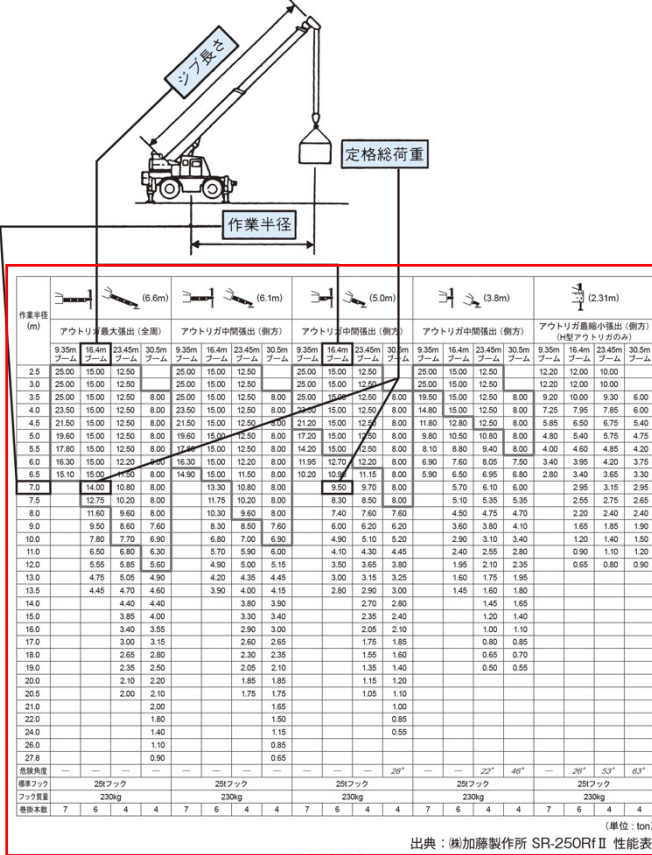
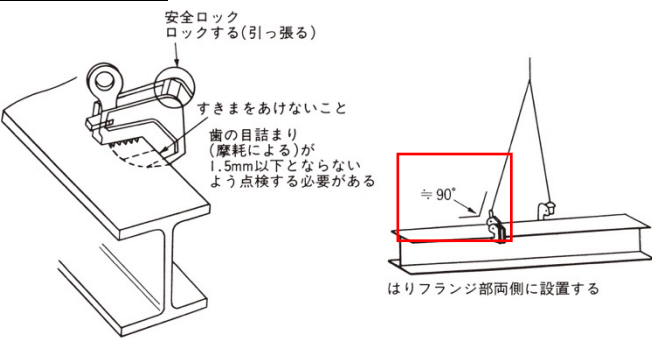
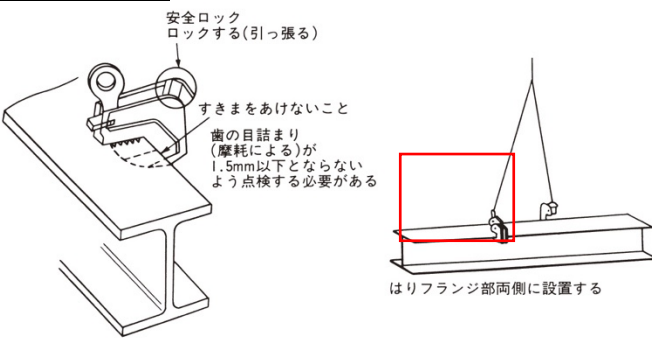
注) 主な関係法令条文欄の「法」は労働安全衛生法、「令」は労働安全衛生法施行令、「則」は労働安全衛生規則、「ク則」はクレーン等安全規則、「石綿則」は石綿障害予防規則の意

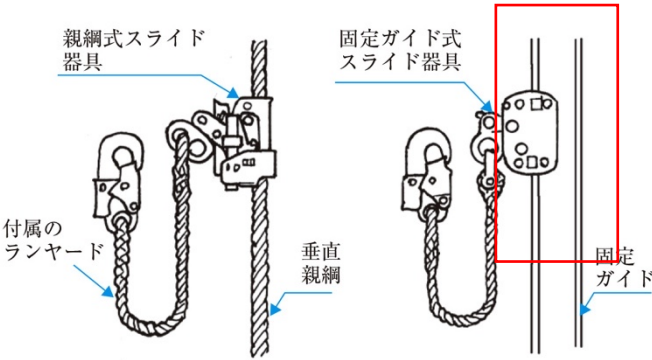
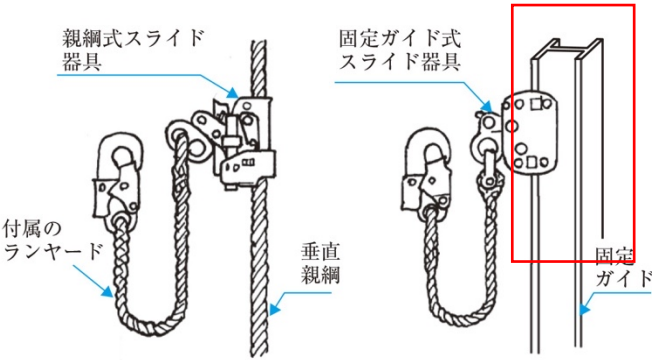
(旧版) 第3改訂3版(令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版(令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
115	上から 12行目	・・・所有者が処理する。 <u>残存している場合は、解体工事施工者と所有者が協議して処理する。</u>	115	上から 12行目	・・・所有者が処理する。
120	下から 4行目	・・・必要に応じ作業 <u>現場</u> に搬入する。・・・	120	下から 4行目	・・・必要に応じ作業 <u>場所</u> に搬入する。・・・
123	上から 3行目	㊥ <u>現場</u> 打ちコンクリート杭は、その場で破砕して回収するか、・・・	123	上から 3行目	㊥ <u>場所</u> 打ちコンクリート杭は、その場で破砕して回収するか、・・・
123	上から 23行目	<u>現場内</u> 及び <u>現場周辺</u> の清掃を行い、近隣へ挨拶及び作業完了報告を行う。・・・	123	上から 23行目	<u>作業所内</u> 及び <u>周辺</u> の清掃を行い、近隣へ挨拶及び作業完了報告を行う。・・・
131	下から 1行目	・・・でも <u>現場</u> 締付後に継手部の仕上げ塗装までの間に錆の・・・	131	下から 1行目	・・・でも締付後に継手部の仕上げ塗装までの間に錆の・・・
132	上から 5行目	<u>現場</u> での溶接方法の区分については、・・・	132	上から 5行目	現場溶接方法の区分については、・・・
138	上から 4行目	・・・単材で搬入し、 <u>現地</u> 地上にて所定の・・・	138	上から 4行目	・・・単材で搬入し、地上にて所定の・・・
151	下から 3行目	陸上輸送(トラック又はトレーラー <u>乗</u> 渡し)	151	下から 3行目	陸上輸送(トラック又はトレーラー <u>上</u> 渡し)
159	上から 13行目	・ <u>セルフブロック</u>	159	上から 13行目	・ <u>安全ブロック</u>
159	図3-42	(赤枠を修正)	159	図3-42	
 図3-42			 図3-42		
193	上から 2行目	(3) つりかご足場	193	上から 2行目	(3) つりかご足場 <u>(鉄筋取付け式足場)</u>

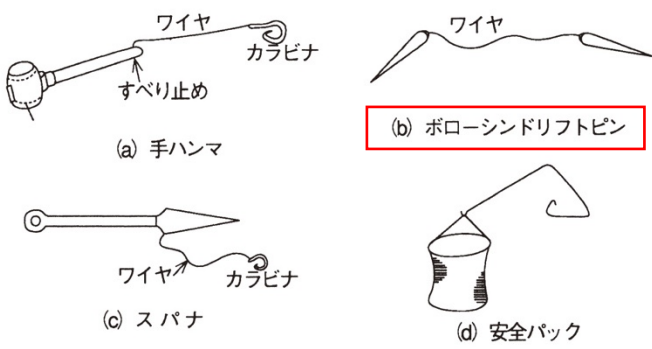
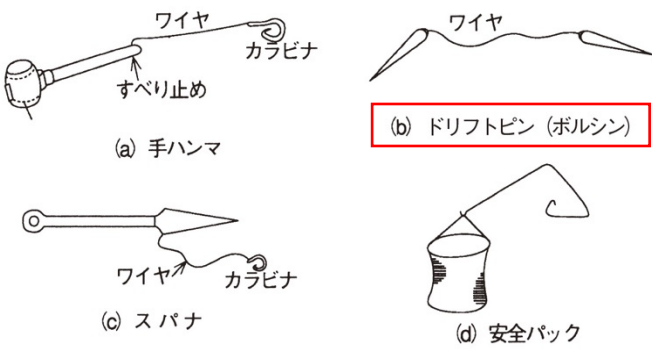
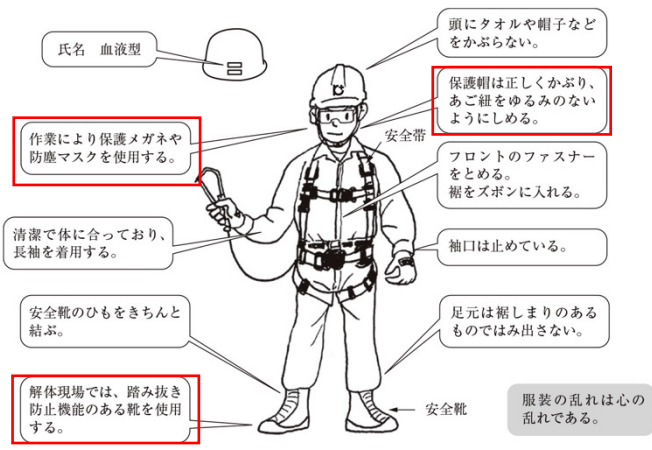
(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
196	図 5-10	(赤枠を変更)	196	図 5-10	
 図 5-10 移動式足場の例			 図 5-10 移動式足場の例		
198	図 5-12	(赤枠を修正)	198	図 5-12	
 図 5-12 昇降設備の例			 図 5-12 昇降設備の例		

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
204	表 5-2	(赤枠を修正)	204	表 5-2	
表 5-2 クレーンの種類による特徴			表 5-2 クレーンの種類による特徴		
分 類	種 類	特 徴	分 類	種 類	特 徴
タワー クレーン	汎 用 タワー クレーン	中高層ビル工事の鉄骨建方作業・揚重荷役作業に利用される。基部架構形式は固定式〔図5―18(a)〕と走行式があり、クライミングはマスト自力積上げ方式〔図5―18(b)〕が主である。	タワー クレーン	汎 用 タワー クレーン	中高層ビル工事の鉄骨建方作業・揚重荷役作業に利用される。基部架構形式は固定式〔図5―18(a)〕と走行式があり、クライミングはマスト自力積上げ方式〔図5―18(b)〕が主である。
	クライミング式 大形タワー クレーン	超高層ビル工事の鉄骨建方作業・揚重荷役作業に利用される。クライミングはベースせり上げ方式が主で、安全性・作業性の面から油圧式が多い〔図5―18(c)〕。		クライミング式 大形タワー クレーン	超高層ビル工事の鉄骨建方作業・揚重荷役作業に利用される。クライミングはベースせり上げ方式が主で、安全性・作業性の面から油圧式が多い〔図5―18(c)〕。
	小型簡易タワー クレーン	一般建築工事などの上下運搬・揚重荷役作業に利用される。構成部材は軽量で機構的にも簡易なものである。ジブの形式として水平式と起伏式がある。		小型簡易タワー クレーン	一般建築工事などの上下運搬・揚重荷役作業に利用される。構成部材は軽量で機構的にも簡易なものである。ジブの形式として水平式と起伏式がある。
移動武 クレーン	クローラ クレーン	鉄骨建方作業、資材の積み込み・運搬などに利用される。クローラ（履帯）を装備した台車上にクレーン装置を架装したもので、 工事現場内 の小移動が容易である〔図5―17〕。またタワークレーンアタッチを装着し、クローラ式タワークレーンとしても利用される。	移動武 クレーン	クローラ クレーン	鉄骨建方作業、資材の積み込み・運搬などに利用される。クローラ（履帯）を装備した台車上にクレーン装置を架装したもので、 作業所内 の小移動が容易である〔図5―17〕。またタワークレーンアタッチを装着し、クローラ式タワークレーンとしても利用される。
	トラッ クレーン	鉄骨建方作業、資材の積み込み・運搬などに利用される。トラックのシャーシにクレーン装置を架装したもので、高速移動が可能で機動性に富む、機械式〔図5―17〕と油圧式〔図5―17〕がある。 a. 機械式トラッククレーン 機種・規模によっては相当な能力をもち、自走で小さき移動して作業位置を変えながら建方を進める。作業位置付近ではアウトリガーをセットする堅固な安定した路盤が必要である。また乗入れ構台上での作業では、所定のアウトリガー幅を満足する構台の幅員が必要であることに注意する。 b. 油圧式トラッククレーン 自走式でブームが自力で伸縮できる点はトラッククレーンより機動性があるが、つり上げ能力では、同一規模（本体寸法・自重など）の機種でトラッククレーンより一般に劣る。		トラッ クレーン	鉄骨建方作業、資材の積み込み・運搬などに利用される。トラックのシャーシにクレーン装置を架装したもので、高速移動が可能で機動性に富む、機械式〔図5―17〕と油圧式〔図5―17〕がある。 a. 機械式トラッククレーン 機種・規模によっては相当な能力をもち、自走で小さき移動して作業位置を変えながら建方を進める。作業位置付近ではアウトリガーをセットする堅固な安定した路盤が必要である。また乗入れ構台上での作業では、所定のアウトリガー幅を満足する構台の幅員が必要であることに注意する。 b. 油圧式トラッククレーン 自走式でブームが自力で伸縮できる点はトラッククレーンより機動性があるが、つり上げ能力では、同一規模（本体寸法・自重など）の機種でトラッククレーンより一般に劣る。
208	表 5-3	(赤枠を修正)	208	表 5-3	
項 目	トラッククレーン		クローラクレーン		タワークレーン
	油 圧 式	機 械 式	タワー式	直ブーム式	水 平 式 起 伏 式
要 点	小規模現場・荷役・地組などに適している。ジブブーム伸縮ができるので狭い所で使用できる。建逃げ式建方になる。	一般に30m程度までの建方に使える。ジブブームを使用すると小物の荷揚げに使える。同左	ふところが大きい。ため利点。所での移動が可能。ただし、作業時は敷物などによる地盤養生を要することはトラッククレーンと同じ。同左	履帯式であるので、地盤が悪い。穴が残る。側面にも設置できる。マストを建物からステで支持することにより高くできる。つり荷重の大きなものはない。積上げ式建方ができる。	建物の中に設置できるが、だめ穴が残る。側面にも設置できる。マストを建物からステで支持することにより高くできる。つり荷重の大きなものはない。積上げ式建方ができる。
〔注〕 クレーンの選定は、鉄骨建方の能率・安全に重大な影響があるのみでなく、その他の資材荷揚げにも転用される場合も多い。上記の表は普遍的に概略の比較をしたものであって、選定にあたっては、各機種の得失をよく考えることが必要である。機械の直接費用に気を取られて、付随的に起きる大きな部分で損をすることのないように、広く長い眼で考慮する必要がある。					
210	上から 1行目	ブ長さ 30.5メートルを使用すれば、ジブ傾斜角は 60 度で、地上揚程は <u>27</u> m、作業半径は <u>14</u> mとなる。	210	上から 1行目	ブ長さ 30.5メートルを使用すれば、ジブ傾斜角は 60 度で、地上揚程は約 <u>28</u> m、作業半径は約 <u>13</u> mとなる。

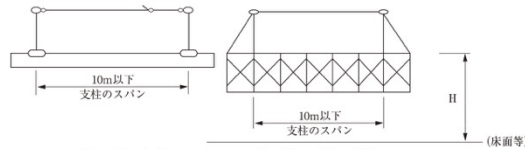
(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
210	図 5-20	(赤枠を変更)	210	図 5-20	
		 図 5-20 作業半径—揚程図の見方			 図 5-20 作業半径—揚程図の見方
211	上から 1行目	アウトリガーを最大に張り出した場合でジブ長さ <u>16.5m</u>、作業半径 7m での定格総荷重は <u>13 t</u> である。 また、アウトリガーを中間張出しにした場合の側方での定格総荷重は <u>9.4 t</u> である。	211	上から 1行目	アウトリガーを最大に張り出した場合でジブ長さ <u>16.4m</u>、作業半径 7m での定格総荷重は <u>14 t</u> である。 また、アウトリガーを中間張出しにした場合の側方での定格総荷重は <u>9.5 t</u> である。

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
211	図 5-21	(赤枠を変更)	211	図 5-21	
 図 5-21			 図 5-21		
221	上から 5 行目	玉掛けができる者は、表 5－1 のとおりである。	221	上から 5 行目	玉掛けができる者は、表 5－1 (P.201) のとおりである。
222	上から 2 行目	図 5－31 は日本工業規格 (JIS G 3525 ワイヤロープ) に・・・	222	上から 2 行目	図 5－31 は日本産業規格 (JIS G 3525 ワイヤロープ) に
227	下から 1 行目	⑮ 10m/秒以上の強風時には、作業を中止する。	227	下から 1 行目	⑮ 10 分間の平均風速が 10m/秒以上の強風時には、作業を中止する。
236	図 5-46	(赤枠を修正)	236	図 5-46	
 図 5-46 カム式クランプの使用例			 図 5-46 カム式クランプの使用例		

(旧版) 第3改訂3版(令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版(令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
245	上から 3行目	・・・接等作業主任者の直接指揮のもとで作業を行う。	245	上から 3行目	・・・接等作業主任者又は <u>特定化学物質作業主任者</u> の直接指揮のもとで作業を行う。
245	上から 13行目	⑧ アーク溶接用のしゃ光保護具（保護面又は保護眼鏡）及び・・・	245	上から 13行目	⑧ アーク溶接用のしゃ光保護具（保護面又は保護めがね）及び・・・
252	上から 7行目	アーク溶接作業は、次のことに留意する。 ①アーク溶接作業は、特別教育を受けた者で指名されたものが行う。 ②溶接機は指定された電源に接続して使用する。 ③高所での溶接作業では、安全な足場上で行うか、安全帯を使用して行う。 ④爆発又は火災の危険がある場所では、溶接作業を行わない。 ⑤アークが出づらいときは、溶接棒を2～3回こするようにするとよい。 ⑥溶接機の修理等を行うときは、必ず電源を切ってから行う。	252	上から 7行目	アーク溶接作業で留意することはP.245①～⑧参照。
258	図 6-4	(赤枠を修正)	258	図 6-4	
 親網式スライド器具 固定ガイド式スライド器具 付属のランヤード 垂直親網 固定ガイド 親網式スライド器具 固定ガイド式スライド器具 図 6-4 スライドの種類			 親網式スライド器具 固定ガイド式スライド器具 付属のランヤード 垂直親網 固定ガイド 親網式スライド器具 固定ガイド式スライド器具 図 6-4 スライドの種類		
259	上から 3行目	⑤ 安全帯のロープが届かない場合は補助親網を使用する。	259	上から 3行目	⑤ 安全帯のロープが届かない場合は補助として親網を設置する。
263	上から 4行目	① 網糸の強度が、表 6-2 の値未満のもの。	263	上から 4行目	① 網糸の強度が、表 6-2 (P.261) の値未満のもの。

(旧版) 第3改訂3版(令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版(令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
267	図 6-14	(赤枠を修正)	267	図 6-14	
 (a) 手ハンマ (b) ボローシンドリフトピン (c) スパナ (d) 安全バック			 (a) 手ハンマ (b) ドリフトピン (ボルシン) (c) スパナ (d) 安全バック		
図 6-14 工具類の落下防止措置の例			図 6-14 工具類の落下防止措置の例		
274	上から 2 行目	適時、現場を巡回し、危険の予知につとめると同時に危険な作業に対しては、・・・	274	上から 2 行目	適時、現場巡回し、危険の予知につとめると同時に危険な作業に対しては、・・・
284	上から 6 行目	現場における作業服は、仕事がしやすく、・・・	284	上から 6 行目	作業服は、仕事がしやすく、・・・
285	図 6-22	(赤枠を修正)	285	図 6-22	
 氏名 血液型 頭にタオルや帽子などをかぶらない。 保護帽は正しくかぶり、あご紐をゆるみのないようにしめる。 作業により保護メガネや防塵マスクを使用する。 安全帯 フロントのファスナーをとめる。裾をズボンに入れる。 清潔で体に合っており、長袖を着用する。 袖口は止めている。 安全靴のひもをきちんと結ぶ。 足元は裾しまりのあるものではみ出さない。 解体現場では、踏み抜き防止機能のある靴を使用する。 安全靴 服装の乱れは心の乱れである。			 氏名 血液型 頭にタオルや帽子などをかぶらない。 保護帽は正しくかぶり、あご紐をゆるみのないようにしめる。 作業により保護めがねや防塵マスクを使用する。 安全帯 フロントのファスナーをとめる。裾をズボンに入れる。 清潔で体に合っており、長袖を着用する。 袖口は止めている。 安全靴のひもをきちんと結ぶ。 足元は裾しまりのあるものではみ出さない。 解体作業所では、踏み抜き防止機能のある靴を使用する。 安全靴 服装の乱れは心の乱れである。		
図 6-22 作業服装のチェックリスト			図 6-22 作業服装のチェックリスト		
288	上から 10 行目	建設工事では、 <u>防音具</u> としての耳せん、・・・	288	上から 10 行目	建設工事では、 <u>聴覚保護具</u> としての耳せん、・・・
289	上から 12 行目	安全帯は、厚生労働大臣が定める「 <u>安全帯</u> の規格」に・・・	289	上から 12 行目	安全帯は、厚生労働大臣が定める「 <u>墜落制止用具</u> の規格」に
293	下から 1 行目	・・・(図 6-28「2. ロープ、フックの取付け位置」参照)。	293	下から 1 行目	(図 6-29「2. ロープ、フックの取付け位置」参照)。
294	図 6-28	図 6-28 安全帯の正しい使い方	294	図 6-29	図 6-29 安全帯の正しい使い方
295	上から 20 行目	(図 6-29、図 6-30 参照)。	295	上から 20 行目	(図 6-30、図 6-31 参照)。

(旧版) 第3改訂3版(令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版(令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
295	図 6-29	図 6- <u>29</u> 専用の取付金具 (例)	295	図 6-30	図 6- <u>30</u> 専用の取付金具 (例)
295	図 6-30	図 6- <u>30</u> 水平親綱の取付金具への設置 (例)	295	図 6-31	図 6- <u>31</u> 水平親綱の取付金具への設置 (例)
296	上から 2 行目	・・・ならない (図 6- <u>31</u> 参照)	296	上から 2 行目	・・・ならない (図 6- <u>32</u> 参照)。
296	図 6-31	図 6- <u>31</u> 専用金具の全周溶接 (例)	296	図 6-32	図 6- <u>32</u> 専用金具の全周溶接 (例)
296	上から 5 行目	・・・平親綱を使用して緊張器により緊張する (図 6- <u>32</u> 参照)。 こう配屋根での水平親綱の取付け (例) を図 6- <u>33</u> に示す。	296	上から 5 行目	・・・平親綱を使用して緊張器により緊張する (図 6- <u>33</u> 参照)。 こう配屋根での水平親綱の取付け (例) を図 6- <u>34</u> に示す。
296	図 6-32	図 6- <u>32</u> 親綱支柱による水平親綱の取付け (例)	296	図 6-33	図 6- <u>33</u> 親綱支柱による水平親綱の取付け (例)
296	図 6-33	図 6- <u>33</u> こう配屋根での水平親綱の取付け (例)	296	図 6-34	図 6- <u>34</u> こう配屋根での水平親綱の取付け (例)
297	上から 7 行目	また、鉄骨梁の場合、図 6- <u>34</u> に示すように、・・・	297	上から 7 行目	また、鉄骨梁の場合、図 6- <u>35</u> に示すように、・・・
297	図 6-34	図 6- <u>34</u> H 形鋼の方向と親綱支柱の方向の関係 (例)	297	図 6-35	図 6- <u>35</u> H 形鋼の方向と親綱支柱の方向の関係 (例)
297	上から 13 行目	(ハ) 鉄骨等への水平親綱の緊結方法を図 6- <u>35</u> に示す。	297	上から 13 行目	(ハ) 鉄骨等への水平親綱の緊結方法を図 6- <u>36</u> に示す。
297	図 6-35	図 6- <u>35</u> 親綱緊結 (例)	297	図 6-36	図 6- <u>36</u> 親綱緊結 (例)

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)																																
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																														
298	上から 3 行目	(赤枠を修正)	298	上から 3 行目																															
(ニ) 水平親綱を張るための親綱支柱のスパンは、10m以下とするが、実際の作業状況を考慮し、できる限り短くする。 (ホ) 親綱支柱を設置した作業床と、衝突のおそれのある床面又は機械設備等との垂直距離は、親綱のたわみ量等を考慮し、6.75m以上とする。 6.75mを満足できない場合は、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いるなど、落下距離を小さくする措置を講じる必要がある。 (ヘ) 水平親綱は繊維製のロープで、外径16mm以上のものを使用し、確実に張力をかけて設置する。繊維製のロープは、取付け前、使用前に点検し、損傷等のないものを用いなければならない。ポリエチレン（トラロープ）は弾性伸びが少ないため不適である。			(ニ) 水平親綱を張るための親綱支柱のスパンは、10m以下とするが、実際の作業状況を考慮し、できる限り短くする。 (ホ) 支柱を設置した作業床と、衝突のおそれのある床面又は機械設備等との垂直距離Hに応じて使用することのできる支柱のスパンLは、次式により算出した値以下であること。 $L = \frac{40}{11} (H - 4) \text{ (m)}$ L：支柱のスパン (m) H：作業床と衝突のおそれのある床面又は機械設備等との垂直距離 (m)  (a) 第1種の支柱 (b) 第2種の支柱 (ヘ) 水平親綱は繊維製のロープで、外径16mm以上のものを使用し、確実に張力をかけて設置する。繊維製のロープは、取付け前、使用前に点検し、損傷等のないものを用いなければならない。ポリエチレン（トラロープ）は弾性伸びが少ないため不適である。																																
299	表 6-6	(赤枠を修正)	299	表 6-6																															
表 6-6 安全帯フックの掛け方 (例)			表 6-6 安全帯フックの掛け方 (例)																																
<table><tr><th></th><th>正しい使い方</th><th>誤った使い方</th></tr><tr><td>直接掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td>回し掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td>穴掛け (ボルト穴)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取り付ける対象物</td><td></td><td></td></tr></table>				正しい使い方	誤った使い方	直接掛け			回し掛け			穴掛け (ボルト穴)			取り付ける対象物			<table><tr><th></th><th>正しい使い方</th><th>誤った使い方</th></tr><tr><td>直接掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td>回し掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td>穴掛け (ボルト穴)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取り付ける対象物</td><td></td><td></td></tr></table>				正しい使い方	誤った使い方	直接掛け			回し掛け			穴掛け (ボルト穴)			取り付ける対象物		
	正しい使い方	誤った使い方																																	
直接掛け																																			
回し掛け																																			
穴掛け (ボルト穴)																																			
取り付ける対象物																																			
	正しい使い方	誤った使い方																																	
直接掛け																																			
回し掛け																																			
穴掛け (ボルト穴)																																			
取り付ける対象物																																			
300	上から 3 行目	・・・り付けない (図 6-36 参照)。	300	上から 3 行目	・・・り付けない (図 6-37 参照)。																														
300	図 6-36	図 6-36 墜落制止時の振り子状態 (例)	300	図 6-37	図 6-37 墜落制止時の振り子状態 (例)																														
300	上から 4 行目	(ロ) 水平親綱を使用する作業者は、1 スパンに 1 人とする (図 6-37 参照)。	300	上から 4 行目	(ロ) 水平親綱を使用する作業者は、1 スパンに 1 人とする (図 6-38 参照)。																														

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)																																
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																														
300	図 6-37	図 6-37 1 本の水平親綱を 2 人で使用した悪い例	300	図 6-38	図 6-38 1 本の水平親綱を 2 人で使用した悪い例																														
301	上から 3 行目	・・・—38 参照)。スライドの場合は、親綱式、固定ガイド式などの形式がある。	301	上から 3 行目	・・・—39 参照)。スライドの場合は、親綱式、固定ガイド式などの形式がある。																														
301	図 6-38	図 6-38 安全帯関連器具 (例)	301	図 6-39	図 6-39 安全帯関連器具 (例)																														
304	上から 11 行目	・・・作業者にわかりやすくだの現場でも同じ標識とすることが望ましい (図 6—39 参照)。 なお、鉄骨建方は、重機作業となるため、つり荷の下へ作業員が入らぬよう注意すると・・・	304	上から 11 行目	・・・作業者にわかりやすくだの作業所でも同じ標識とすることが望ましい (図 6—40 参照)。 なお、鉄骨建方は、重機作業となるため、つり荷の下へ作業者が入らぬよう注意すると・・・																														
304	下から 5 行目	・・・やや上方 (2 m 程度) の位置に掲示すること。	304	下から 5 行目	・・・やや上方の位置に掲示すること。																														
304	下から 2 行目	⑤ 現場巡視等の際には、安全標識をよく点検し、・・・	304	下から 2 行目	⑤ 巡視等の際には、安全標識をよく点検し、・・・																														
305	図 6-39	図 6-39 建災防統一安全標識	305	図 6-40	図 6-40 建災防統一安全標識																														
310	表 7-2	(赤枠を修正)	310	表 7-2																															
表 7-2 教え方と習い方の 4 段階			表 7-2 教え方と習い方の 4 段階																																
<table><tr><th>区 分</th><th>作 業 主 任 者 等 指 導</th><th>作 業 者 習 得</th></tr><tr><td>第 1 段階</td><td>やってみせる。 ・ なじませる。 ・ 材料・工具を順序よく示す。 ・ やってみせる。 ・ 急所をつかませる。</td><td>知る。 ・ 全般的な印象を得る。 ・ 重要さを知る。 ・ 急所をつかむ。</td></tr><tr><td>第 2 段階</td><td>やらせる。 ・ うまく取組ませる。 ・ 「何故」、「結果」を説明する。 ・ 正しい手順をのみこませる。 ・ 悪いくせを直す</td><td>やってみる。 ・ 自分の意志でやる。 ・ 正しいやり方をみつける。 ・ 態度をつくる。</td></tr><tr><td>第 3 段階</td><td>反復させる。 ・ 確実にできるようにする。 ・ 技能を広げ、深めさせる。 ・ 上達を助ける。</td><td>反復する。 ・ うまく確実にやる。 ・ 態度をかためる。 ・ できるようになる。 ・ やっていることがわかる。</td></tr><tr><td>第 4 段階</td><td>上達させる。 ・ 体と心で確かめさせる。 ・ 作業を正しくつかませる。 ・ 技能を安定させる。 ・ 熟練させる。</td><td>上達する。 ・ 能力を十分に生かす。 ・ 気楽にできる。 ・ 必要なときにひとりでに現れる。</td></tr></table>			区 分	作 業 主 任 者 等 指 導	作 業 者 習 得	第 1 段階	やってみせる。 ・ なじませる。 ・ 材料・工具を順序よく示す。 ・ やってみせる。 ・ 急所をつかませる。	知る。 ・ 全般的な印象を得る。 ・ 重要さを知る。 ・ 急所をつかむ。	第 2 段階	やらせる。 ・ うまく取組ませる。 ・ 「何故」、「結果」を説明する。 ・ 正しい手順をのみこませる。 ・ 悪いくせを直す	やってみる。 ・ 自分の意志でやる。 ・ 正しいやり方をみつける。 ・ 態度をつくる。	第 3 段階	反復させる。 ・ 確実にできるようにする。 ・ 技能を広げ、深めさせる。 ・ 上達を助ける。	反復する。 ・ うまく確実にやる。 ・ 態度をかためる。 ・ できるようになる。 ・ やっていることがわかる。	第 4 段階	上達させる。 ・ 体と心で確かめさせる。 ・ 作業を正しくつかませる。 ・ 技能を安定させる。 ・ 熟練させる。	上達する。 ・ 能力を十分に生かす。 ・ 気楽にできる。 ・ 必要なときにひとりでに現れる。	<table><tr><th>区 分</th><th>作 業 主 任 者 等 指 導</th><th>作 業 者 習 得</th></tr><tr><td>第 1 段階</td><td>やってみせる。 ・ なじませる。 ・ 材料・工具を順序よく示す。 ・ やってみせる。 ・ 急所をつかませる。</td><td>知る。 ・ 全般的な印象を得る。 ・ 重要さを知る。 ・ 急所をつかむ。</td></tr><tr><td>第 2 段階</td><td>やらせる。 ・ うまく取組ませる。 ・ 「なぜ」、「結果」を説明する。 ・ 正しい手順をのみこませる。 ・ 悪いくせを直す</td><td>やってみる。 ・ 自分の意志でやる。 ・ 正しいやり方をみつける。 ・ 態度をつくる。</td></tr><tr><td>第 3 段階</td><td>反復させる。 ・ 確実にできるようにする。 ・ 技能を広げ、深めさせる。 ・ 上達を助ける。</td><td>反復する。 ・ うまく確実にやる。 ・ 態度をかためる。 ・ できるようになる。 ・ やっていることがわかる。</td></tr><tr><td>第 4 段階</td><td>上達させる。 ・ 体と心で確かめさせる。 ・ 作業を正しくつかませる。 ・ 技能を安定させる。 ・ 熟練させる。</td><td>上達する。 ・ 能力を十分に生かす。 ・ 気楽にできる。 ・ 必要なときにひとりでに現れる。</td></tr></table>			区 分	作 業 主 任 者 等 指 導	作 業 者 習 得	第 1 段階	やってみせる。 ・ なじませる。 ・ 材料・工具を順序よく示す。 ・ やってみせる。 ・ 急所をつかませる。	知る。 ・ 全般的な印象を得る。 ・ 重要さを知る。 ・ 急所をつかむ。	第 2 段階	やらせる。 ・ うまく取組ませる。 ・ 「なぜ」、「結果」を説明する。 ・ 正しい手順をのみこませる。 ・ 悪いくせを直す	やってみる。 ・ 自分の意志でやる。 ・ 正しいやり方をみつける。 ・ 態度をつくる。	第 3 段階	反復させる。 ・ 確実にできるようにする。 ・ 技能を広げ、深めさせる。 ・ 上達を助ける。	反復する。 ・ うまく確実にやる。 ・ 態度をかためる。 ・ できるようになる。 ・ やっていることがわかる。	第 4 段階	上達させる。 ・ 体と心で確かめさせる。 ・ 作業を正しくつかませる。 ・ 技能を安定させる。 ・ 熟練させる。	上達する。 ・ 能力を十分に生かす。 ・ 気楽にできる。 ・ 必要なときにひとりでに現れる。
区 分	作 業 主 任 者 等 指 導	作 業 者 習 得																																	
第 1 段階	やってみせる。 ・ なじませる。 ・ 材料・工具を順序よく示す。 ・ やってみせる。 ・ 急所をつかませる。	知る。 ・ 全般的な印象を得る。 ・ 重要さを知る。 ・ 急所をつかむ。																																	
第 2 段階	やらせる。 ・ うまく取組ませる。 ・ 「何故」、「結果」を説明する。 ・ 正しい手順をのみこませる。 ・ 悪いくせを直す	やってみる。 ・ 自分の意志でやる。 ・ 正しいやり方をみつける。 ・ 態度をつくる。																																	
第 3 段階	反復させる。 ・ 確実にできるようにする。 ・ 技能を広げ、深めさせる。 ・ 上達を助ける。	反復する。 ・ うまく確実にやる。 ・ 態度をかためる。 ・ できるようになる。 ・ やっていることがわかる。																																	
第 4 段階	上達させる。 ・ 体と心で確かめさせる。 ・ 作業を正しくつかませる。 ・ 技能を安定させる。 ・ 熟練させる。	上達する。 ・ 能力を十分に生かす。 ・ 気楽にできる。 ・ 必要なときにひとりでに現れる。																																	
区 分	作 業 主 任 者 等 指 導	作 業 者 習 得																																	
第 1 段階	やってみせる。 ・ なじませる。 ・ 材料・工具を順序よく示す。 ・ やってみせる。 ・ 急所をつかませる。	知る。 ・ 全般的な印象を得る。 ・ 重要さを知る。 ・ 急所をつかむ。																																	
第 2 段階	やらせる。 ・ うまく取組ませる。 ・ 「なぜ」、「結果」を説明する。 ・ 正しい手順をのみこませる。 ・ 悪いくせを直す	やってみる。 ・ 自分の意志でやる。 ・ 正しいやり方をみつける。 ・ 態度をつくる。																																	
第 3 段階	反復させる。 ・ 確実にできるようにする。 ・ 技能を広げ、深めさせる。 ・ 上達を助ける。	反復する。 ・ うまく確実にやる。 ・ 態度をかためる。 ・ できるようになる。 ・ やっていることがわかる。																																	
第 4 段階	上達させる。 ・ 体と心で確かめさせる。 ・ 作業を正しくつかませる。 ・ 技能を安定させる。 ・ 熟練させる。	上達する。 ・ 能力を十分に生かす。 ・ 気楽にできる。 ・ 必要なときにひとりでに現れる。																																	
312	下から 3 行目	③ 正しい技能 (姿勢、持ち方、注目の仕方、動作の速さなど) をよく理解させる。	312	下から 3 行目	③ 正しい技能 (姿勢、使い方、ポイント、動作の速さなど) をよく理解させる。																														
316	上から 13 行目	・・・となるが、現場の状況にもいろいろあり、・・・	316	上から 13 行目	・・・となるが、作業所特性にもいろいろあり、・・・																														

(旧版) 第3改訂3版(令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版(令和7年2月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
316	上から 17行目	② <u>むり、むだ、むらが</u> ない。	316	上から 17行目	② <u>ムリ・ムダ・ムラ</u> がない。
319	上から 3行目	<u>現場</u> は、作業を進める中で作業を身につけ、・・・	319	上から 3行目	<u>安全ミーティング</u> は、作業を進める中で作業を身につけ、・・・
319	上から 7行目	端的にいうならば、 <u>現場</u> のこと、作業のこと、・・・	319	上から 7行目	端的にいうならば、 <u>作業場所</u> のこと、作業のこと、・・・
322	上から 6行目	・・・作業者各自がその日の <u>現場</u> の潜在的な危険要素を自分達で見付け出し、これに対処する作業方法・手順を取り決めることを <u>現場</u> に定着させることである。・・・	322	上から 6行目	・・・作業者各自がその日の <u>作業場所</u> の潜在的な危険要素を自分達で見付け出し、これに対処する作業方法・手順を取り決めることを <u>作業所</u> に定着させることである。・・・
326	上から 2行目	大部分の労働災害はその発生 <u>をみる</u> 以前に、・・・	326	上から 2行目	大部分の労働災害はその発生 <u>が起こる</u> 以前に、・・・
327	上から 10行目	③ 有毒ガス、 <u>粉じん</u> 等の発生するおそれのある <u>現場</u> では、特に防毒マスク、 <u>防じんマスク</u> 、 <u>空気呼吸器等</u> の保護具を整備しておく。	327	上から 10行目	③ 有毒ガス等の発生するおそれのある <u>作業所</u> では、特に防毒マスク、 <u>空気呼吸器等</u> の保護具を整備しておく。
327	上から 18行目	⑤ 災害発生 <u>現場</u> の保守につとめる。	327	上から 18行目	⑤ 災害発生 <u>場所</u> の保守につとめる。
353 354	下から 1行目	・・・のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。 <u>ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。</u>	353 354	下から 1行目	・・・のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。

(旧版) 第3改訂3版 (令和6年4月12日)			(新版) 第3改訂4版 (令和7年2月14日)																														
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																												
356	別表 第3	(赤枠を修正)	356	別表 第3																													
別表第3 (令第20条第1号～5号、9号及び第11号～第14号 省略)			別表第3 (令第20条第1号～5号、9号及び第11号～第14号 省略)																														
<table><tr><td>令第20条第6号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。))の運転の業務</td><td>クレーン・デリック運転士免許を受けた者</td></tr><tr><td>令第20条第6号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務</td><td>1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</td></tr><tr><td>令第20条第7号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(以下この条において「道路」という。))上を走行させる運転を除く。))の業務</td><td>移動式クレーン運転士免許を受けた者</td></tr><tr><td>令第20条第7号の業務のうちつり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転の業務</td><td>1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</td></tr><tr><td>令第20条第8号の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務)</td><td>クレーン・デリック運転士免許を受けた者</td></tr><tr><td>令第20条第10号の業務 (可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務)</td><td>1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者</td></tr><tr><td>令第20条第15号の業務 (作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務</td><td>1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者</td></tr></table>			令第20条第6号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。))の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者	令第20条第6号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	令第20条第7号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(以下この条において「道路」という。))上を走行させる運転を除く。))の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者	令第20条第7号の業務のうちつり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転の業務	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	令第20条第8号の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務)	クレーン・デリック運転士免許を受けた者	令第20条第10号の業務 (可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務)	1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者	令第20条第15号の業務 (作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者	<table><tr><td>令第20条第6号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。))の運転の業務</td><td>クレーン・デリック運転士免許を受けた者</td></tr><tr><td>令第20条第6号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務</td><td>1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</td></tr><tr><td>令第20条第7号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(以下この条において「道路」という。))上を走行させる運転を除く。))の業務</td><td>移動式クレーン運転士免許を受けた者</td></tr><tr><td>令第20条第7号の業務のうちつり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転の業務</td><td>1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</td></tr><tr><td>令第20条第8号の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務)</td><td>クレーン・デリック運転士免許を受けた者</td></tr><tr><td>令第20条第10号の業務 (可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務)</td><td>1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者</td></tr><tr><td>令第20条第15号の業務 (作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務</td><td>1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者</td></tr></table>			令第20条第6号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。))の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者	令第20条第6号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	令第20条第7号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(以下この条において「道路」という。))上を走行させる運転を除く。))の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者	令第20条第7号の業務のうちつり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転の業務	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	令第20条第8号の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務)	クレーン・デリック運転士免許を受けた者	令第20条第10号の業務 (可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務)	1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者	令第20条第15号の業務 (作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者
令第20条第6号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。))の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者																																
令第20条第6号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者																																
令第20条第7号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(以下この条において「道路」という。))上を走行させる運転を除く。))の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者																																
令第20条第7号の業務のうちつり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転の業務	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者																																
令第20条第8号の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務)	クレーン・デリック運転士免許を受けた者																																
令第20条第10号の業務 (可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務)	1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者																																
令第20条第15号の業務 (作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者																																
令第20条第6号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。))の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者																																
令第20条第6号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者																																
令第20条第7号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務 (つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(以下この条において「道路」という。))上を走行させる運転を除く。))の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者																																
令第20条第7号の業務のうちつり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転の業務	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者																																
令第20条第8号の業務 (つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務)	クレーン・デリック運転士免許を受けた者																																
令第20条第10号の業務 (可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務)	1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者																																
令第20条第15号の業務 (作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者																																
382	上から 3行目	・・・一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。	382	上から 3行目	・・・一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して</u> 作業を開始する前に、次の事項について、点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。																												
392	上から 18行目	・・・一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、・・・	392	上から 18行目	・・・一部解体若しくは変更の後においては <u>点検者を指名して</u> 、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、・・・																												